

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（障害発生時の取扱い） 第 3 条 （略） 2 前項の通知は、<u>Target 保振サイト接続その他の手段により行うものとする。</u></p>	<p>（障害発生時の取扱い） 第 3 条 （略） 2 前項の通知は、<u>原則として統合 Web 端末への表示によるものとし、当該表示を行うことができない場合には、ファクシミリ又は書面の送付により行う。</u></p>

2 附 則

この改正規定は、平成 27 年 2 月 2 日から施行する。

以 上